

給付奨学生の今後の流れ・注意事項について

今後の流れ

在籍報告

(毎年4月・7月・10月) ※採用初年度は7月と10月のみ。
スカラネット・パーソナルから愛媛大学に在籍していることの報告

- ※在籍報告は、**年3回**あります。
- ※事前にスカラネットパーソナルに登録すること
- ※提出期限までに報告がなく、学校に在籍していることが確認できない場合は
給付奨学金の振込みが止まります。

継続願・適格認定

◎12月～1月
スカラネット・パーソナルから次年度の「給付型奨学金継続願」の提出
※貸与型奨学金も受けている方は、そちらも提出すること

【重要】貸与型と給付型の適格認定の基準は異なります。
十分ご注意ください。

支援区分の見直し

◎毎年10月 日本学生支援機構があなたの提出したマイナンバーを利用して所得状況を確認。支援区分の変更がある場合は、支給停止や給付月額が変わることがあります。
※10月以降の支援区分は、スカラネットパーソナルで確認ください。

授業料減免について

◎決定した奨学金の支援区分によって、授業料が減免されます。

第Ⅰ区分	授業料全額免除
第Ⅱ区分	授業料3分の2免除
第Ⅲ区分	授業料3分の1免除
支援区分外	授業料減免なし

※年に2回（前期・後期）授業料減免の継続の申請が必要です（A様式2を提出）。

注意事項

- ・他の国費による給付金を受給中は、給付奨学金の支給を受けることができません。
- ・在留資格や在留期間の変更がある場合は、証明書類の提出が必要です。

※その他「留学」「休学」等の異動や「通学形態の変更」等ありましたら、図書館1F学生生活支援課までお問い合わせください。

TEL :089-927-9168
MAIL :syougaku@stu.ehime-u.ac.jp